

# 9月の安全運転のポイント

平成28年9月号

家族や友人たちとドライブに行くのは楽しいものですが、その反面、同乗者の車内での行為がドライバーの運転に影響を及ぼしてしまうことがあります。そこで今回は安全運転を確保するために、ドライバーと同乗者が留意しておきたい事項をまとめてみました。

## スマホやカーナビでの地理確認は同乗者が行う

走行経路や目的地周辺の詳細な地理をつかむため、スマホやカーナビを利用することはよくあります。しかし、ドライバーが運転しながらスマホなどの画面を注視したり操作するのは非常に危険です。また、これらの行為は法令でも禁止されていますから、必ず同乗者に確認してもらいましょう。

助手席同乗者がスマホでナビゲートする場合、ドライバーがスマホの画面を覗き見るがありますが、これも危険です。同乗者の声で案内してもらうようにし、ドライバーは運転状況から目を離さないようにしましょう。

同乗者が操作に不慣れで、ドライバー自身が操作する場合は、必ず安全な場所に停止してから操作するようにしましょう。



## 危険の多い場所では話しかけないよう依頼する

同乗者との会話は眠気を防止するというよい面もありますが、会話に夢中になると周囲に対する注意が欠けて危険の発見が遅れてしまうことがあります。運転中の同乗者との会話は、ほどほどにしておきましょう。

また、下記のような特に危険の多い場所を走行するときは話しかけないよう、同乗者に頼んでおくことも大切です。

- ・交差点とその付近
- ・歩行者や自転車の多い生活道路
- ・高速道路の合流地点やトンネル
- ・勾配の急な下り坂のカーブ

なお、話しかけない場合でも、車内で同乗者同士がスマホなどのゲームに興じたり大声で騒いだりして、運転に集中できないような場合には、注意を促しましょう。自分が同乗する場合にも、ドライバーが運転に集中できるよう配慮しましょう。



## トイレ対策を講じておく

走行中に同乗者がトイレに行きたくなった場合、一般道路であればトイレのある場所を探して脇見運転になるおそれがあり、高速道路では最寄りのサービスエリアやパーキングエリアに早く行くためにスピードを出し過ぎるおそれがあります。急を要する場面などは、本人はもちろんですが、ドライバーにもアセリが生じて運転に影響を及ぼします。

そのような事態を避けるために、出発前や休憩時には同乗者がトイレを済ませたかどうかを確認しましょう。長距離走行をする場合などは、渋滞に巻き込まれて動きがとれなくなることがありますから、万に備えて携帯トイレを携行するとよいでしょう。

なお、高速道路のサービスエリアなどでトイレに行くとき、特に子どもは車から降りると他車に注意を払わず一目散に走っていきることがあります。親が手をつなぐなど安全に留意しましょう。



## 助手席に子どもを乗せたときの注意点

助手席の同乗者にはナビゲーターやドライバーの状態のチェック (例えば、眠気に襲われていないか、カッカしたりイライラしていないか)、適度な会話などで運転の単調さや車内の雰囲気や和らげるなどの役割がありますから、大人のほうがよいのですが、子どもを助手席に乗せることもあります。

その場合に注意したいのは、ペットボトルや空缶、玩具などを落としたときです。物を落とただけでも気が散ってドライバーに影響を及ぼしますが、危険はそれだけではありません。シートベルトを着用している子どもは床まで手が届かず、すぐには拾えないことがあり、状況によっては助手席で落とした物がブレーキの側まで転がることもあるからです。前方に交差点があり信号待ちで停止する場合などは、停止したときに拾うことができますが、そうでない場合には早めに安全な場所に停止して拾うようにしましょう。

なお、大人でもシートベルトを外さないととれない所に物が落ちることがあります。そのようなときも拾うのは車を停止させてからにしましょう。



## 準中型免許・平成29年3月12日施行

道交法の改正により「準中型免許」が新設され、平成29年3月12日より施行されます。準中型免許はトラックを対象とした運転免許で、運転できるのは「車両総重量3.5トン以上7.5トン未満・最大積載量2トン以上4.5トン未満」のトラックです。これに伴い、普通免許は「車両総重量3.5トン未満・最大積載量2トン未満」、中型免許は「車両総重量7.5トン以上11トン未満・最大積載量4.5トン以上6.5トン未満」に変更されます。ただし、既に免許を取得している人は、現在その免許で運転できる範囲で(「5トン限定準中型免許」又は「8トン限定中型免許」)、施行後も準中型自動車を運転することができます。

## 「ご相談・お申込先」